

時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第十九百四十一號
明治廿一年五月卅一日 木曜日
舊戊子四月廿一日 一壬寅
日出午前四時二十八分

やは愛に明言す可らざれども第一に憲法改正の疑問たる現内閣は如何なる手段に依りて之に當るの覺悟ありや又政府と寺院との關係に至りても佛國は古來釋教を信する國あれば羅馬法王が佛國人民に對するの權力も他邦に比して自から強かる可きは當然あるにフロシタ一民は之に反し政治宗教の區別を明にし法王の權力を

抑へんとするの考案も由なれば此疑問にも亦反對者の
起ると必定ならん其他酒稅機關稅或は兵備擴張の事の
如き孰れも之れを斷行して人民に苦情なからざるんど

從來名古屋地方の時事新報賣捌方は同地の石版舎に委託し居たれども今般都合よりて之を廢し更に名古屋榮町百四十二番戸金毓館と特約を結び同地方の賣捌を取扱はせ候間以後同館へ御注文相成候得ば名古屋井に其近傍へ無送添料にて時事新報配達可仕候又是迄石版舎より時事新報御購読後成事候方々は御手數あがら此際右金毓館へ更に御注文發成下候様幸願候

駆事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送
送料廣告料ハ左ノ如レ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○一月前金六圓
○時事新報社ヨリ送辯ニ郵便ニテ送込スルモノニ限リ右更價ノ外ニ一書
内二十六錢也ヨリ更價ノ外ニ一書

三十一行以上	自十一行至十行	自一一行至一	五行廿四字詰	五號活字ニテ
八	九	十	一一行三付	一一行三付
錢	錢	錢	日限付	二日以上
六錢五厘	七	八	迄迄	六日迄
五	錢	錢	十五日以	十七日以
五毛	七	八	迄上	上
五	錢	錢	迄迄	十六日以上
五毛	三	二	十六日以上	十六日以上
五	錢	錢	十六日以上	十六日以上
五毛	五	五	五錢九厘五毛	五錢九厘五毛

歐洲列國の中に於て凡そ内閣變更の速いなる佛國に如く者ある可からず去る千八百七十年に今第三共和國其基礎を固めてより以來今日に至る迄出入十八年の間に内閣の更迭今回を以て都合廿三度目なりとす抑もナラール氏の前内閣が憲法改正の議に附き敗北の原に取りたるは去る三月三十一日の事にして其敗北の原因は當て時事新報の紙上にも記したる通りアーフランシエー將軍の一味なるラグール氏より憲法改正の議に關し他の議案は暫く後に廻はし翌四月一日より其第一會議を開くべしと動議を起したるに内閣員は斯く唐突に重大の事を議するに非なりと爲し之を後日に延ばさんと主唱し漸く決を取るに及んで政府は二百六十八に對する三百三十四の票數よて敗北し是に於てナラール氏は即日閣員を率ひ職を辭しフロツケー氏之に代はりる者即ち今の現内閣なり

爰に佛國現内閣の政局と知らんとするには先づ第一に内閣議長さるフローネー氏を始め其他諸閣員の人物若くは主義の如何んを探ること肝要なる可しフローネー氏は少にして非帝政黨の新聞記者となり激論と唱へ時の帝國政府より寵賛を受けたる共和黨十三名中の其一人にしてナボレオン第三世其勢力を振ふる際に在りては氏の始終反対の地に立ちたりしに千八百七十二年に至り始めてセース州の知事に選ばれ其後巴里市會の議長となり千八百七十六年下議院に出席して極左黨に加へり尠ら過激の論を主張せしむが千八百八十二年ガンベック氏に奪はれて又セース州の知事を爲り間もなく職を辭して國會議員と爲りブリソン氏が内閣議長さるに及び氏は其後任に選ばれて下院の議長と爲り昨年十二月グレーピー氏が辭職の後、新に大統領を選舉する時にも氏は候補者の一人に加へられ多數の希望と競さし人なら其今日に執る所の主義は往昔の如く過激からず

溫和黨	
農務卿	文部卿
商務卿	ロクロエー
司法卿	ビーヴト
工部卿	フグラン
海軍卿	フェルーラ
クランク	ドランモント

急激左黨 内閣議長 フロツケー
外務卿 ゴブレー
陸軍卿 フレシネ

較べて一層過激なるを免れる。これはフロッケー氏自ら之を攝す。内閣員より就きて黨派の區別を爲

るべしと雖も尙ほ左黨の一人にして其運動の活潑果
なる可さや論を俟たず平生の持論に唱へる所は法王
法權を抑へて政教の別を明にし又累進歳入稅の制を
設けて租稅の平均を計り將た巴里に獨立の市廳を設け
中央政府の干涉を離れしめんとする等の旨なる由
れば是を前内閣議長ナフール氏に較べて過激の政治
あるは言はずして明なり然り而して斯る内閣議長のこ
を承け専ら外務を攝する者は彼のゴブレー氏あれど
氏ハ義きに自ら内閣を組織したる時既に世に知られ
如く激烈なる非日耳曼論者なれば其復讐に熱心なるこ
と決してアーランシェー將軍に譲らざるにみあらず其
時ゴブレー氏の内閣が常に將軍の意に依て動きたるは
人の能く知る所なり又次に恐るべきは陸軍卿フレシエ
氏に志て氏は自ら稱して温和黨の政治家などと明ニ
されども今日まで氏が屢々組織したる内閣施政の述に
就て考ふれば事を爲す果断に志て其主義も寧ろ急激
りと云はざる可のらず又大藏卿ペトロール氏は元と
耳塞の薬種商人にして嘗て社會黨の議員に擧げられた
る事もあり謂ゆる然森林の頭左黨員であつて二年半

も良好の位置なり博覽會本館の建築頗る宏壯にして
先年開設したる和蘭國博覽會等の比非ず而して國內
に賣店を設けるため借地を申込みたるは本邦の外、瑞典、
諾威ヒリツビン等あり三月十日頃までは各國事務官の
同府に到着したる者尙甚だ罕あり且つ本會觀覽のな
れ外國人にして同府に來りたる者絶えて有るふとなし
故に本會は四月八日より開場の豫定あるも當日は唯々
假開場式を行ひ五月十七日西國女皇陛下臨幸の日を待
ちて盛大の式典と舉行する筈なり(農商務省)

琢造外三名へ去る。一月十五日福船「サン」號に搭して横濱を發し、二月二十四日馬爾塞港に着して同港に到達せらる。出品荷物と博覽會場へ送付する等の手續を爲したる後更に同港を離れて三月一日西國パルスロ、又府又港に着し。埋事官大越成徳と共に博覽會場に到り、本邦列品場と取極め、又其雜作粧飾等の請負人と定めて直に其工事に着手せり。本邦の列品場は西國列品場と白耳義國列品場

○正誤　去月廿九日の本紙町村制第百十三條中第六十
二條第五は第六、同日第七頁第二段第五十一行の終り
より五十二行の首めに跨かる「第五十九條」は五字衍、
同第三段第十七行（市制第四條、町村制第五條）は「市制
町村制第四條」の誤、同第五段第五十一条の下に第六十一條の
第十四條と同五十一行第四十九條の下に第六十一條を
同五十二行第一百二條の下に第一百三十三條と同五十四行第六
六十五條の下より第七十四條を脱す、同日第八頁第三段中
終りより三行目第五十條の下に第六十一條を脱す、翌三
十日本紙第五頁第五段第二十四行第二項の下に第六十一
一條を脱し同第三十三行中第六十八條は六十九條の誤、
り同日第六頁第三段第四十行中省令は告示の誤、同第
四段第六十二行第一百二十二條は百二十三條の誤、本日
一日第五頁第四段第四行中第五十一條の五字衍、同第
三十九行第六十四條并び第四十一行第六十八條の
第二項の三字を脱すと昨日の官報に是正したり

○初代大統領即位年祭 合衆國獨立の大業漸く成就して始めて憲法と制定したるハ千七百八十七年九月十七日にして昨年は同月同日は其百年紀辰に相當亥即ち現行同國憲法の紀元なり而して右制定の憲法に從ひワントン氏が大統領の職に就きシテ千七百八十九年三月四日にして即位百年紀も今後一年と経ざる内にあり目下同國の區域ハ聯邦及び領地と合せて殆んど五十州に達すと雖ども元來獨立ハ大業を企て志はベントンハニヤ州を始めとして只だ十三州のみなる事は人の能く知る所あり近頃フヰラデルフヰヤ府よりの報に據るにベントンハニヤ州の知事ビーヴィア一氏は豫て此等同盟十三州の知事に廻事として會合の事を照會し發さたる付其内マササチューセッツ州を除くの外十二州の知事哉は代理人は去月廿八日フヰラデルフヰヤ府に會合し憲法制定後一世紀(百年)と經ざる又付其紀念物設立の事を議セリ其決議の次第は中央政府及び全國内に協議して費用を募集し一大紀念碑をフヰラデルフヰヤ府に